

農政対策資料
令和3年1月

農政をめぐる情勢

目 次

I	2021年度当初予算等	1
II	通常国会召集	45

今月号のあらまし

I 2021年度当初予算等

12月21日、政府は、医療や年金などの社会保障費の増加やコロナ予備費5兆円の措置を含む、過去最大の106兆6,097億円（農林水産関係2兆3,050億円）となる2021年度当初予算案を、閣議決定した。

米の需給均衡対策は、2020年度第3次補正予算案、2021年度当初予算案で計3,400億円が計上された。

II 通常国会召集

1月18日、第204回通常国会が召集された。政府・与党は2020年度第3次補正予算を1月内に成立、2021年度当初予算を年度内に成立を目指すとされている。

同国会では「R C E P承認案」等の提出が予定されている。R C E Pは、A S E A N構成国のうち6か国、A S E A N構成国ではない国のうち3か国が批准等した後、60日で発効する。

Ⅰ 2021年度当初予算等

— 農林水産関係は2兆3,050億円 —

1. 2021年度当初予算案が閣議決定

- 12月21日、政府は、医療や年金などの社会保障費の増加やコロナ予備費5兆円の措置を含む、過去最大の106兆6,097億円（農林水産関係2兆3,050億円）となる2021年度当初予算案を閣議決定した。
(詳細は別紙1、別紙2参照)

【2021年度当初予算案（農林水産関係）の主な内容】

1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施	
○畜産・酪農の生産基盤の強化 ・畜産・酪農経営安定対策など	2,234億円ほか（同額）
○野菜等の生産振興対策 ・野菜・施設園芸支援対策、果樹支援対策、花き支援対策、茶・薬用作物等支援対策、養蜂支援対策	150億円（142億円）
○強い農業・担い手づくり総合支援交付金	162億円（200億円）
○水田活用の直接支払交付金	3,050億円（同額）
○麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト	1億円ほか（—）
○収入保険制度の実施	177億円（211億円）
2 スマート農業・DX・技術開発の推進、食と農に対する理解の醸成、農林水産物の需要喚起	
○スマート農業総合推進対策事業	14億円（15億円）
○農業支援サービス事業育成対策	1億円ほか（—）
○新たな国民運動の推進	4億円（1億円）
3 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化	
99億円（95億円）	
4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進	
○人・農地プランの実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化	186億円（183億円）
○農業人材力強化総合支援事業	205億円（213億円）
○経営継承・経営発展の推進 (経営継承時に上限100万円等)	20億円（11億円）
○農業協同組合の監査コストの合理化の促進	1億円（2億円）
5 食の安全と消費者の信頼確保	
○家畜衛生等総合対策	96億円（111億円）
○消費・安全対策交付金	22億円（30億円）
6 農山漁村の活性化	
○農山漁村振興交付金（農泊・農福・都市農業等）	98億円（同額）
○鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	122億円（100億円）

※ () 内は「臨時・特別の措置」を除いた令和2年度当初予算額。新規や組み替え等により比較できないものは“—”と表示。

- JAグループ愛知では親元就農に対する支援を要望してきたが、2021年度当初予算案において、経営継承・発展等支援事業に15億円が計上されている。
- 同事業では人・農地プランにより位置づけられた地域の中心経営体等の後継者が計画に基づく取組を行う場合、100万円（国、市町村がそれぞれ1/2を負担）を上限として支援する。

2. 米の需給均衡対策

- 米の需給均衡対策は、2020年度第3次補正予算案、2021年度当初予算案で計3,400億円が計上された。 （概要は別紙3参照）
- 水田活用の直接支払交付金は前年と同額の3,050億円が確保された。野菜等への転作や畠地転換の単価を引き上げ、米以外への転作支援が強化された。 （水田活用の直接支払交付金の概要は別紙4参照）
- 飼料用米には、台風などによる収量減による交付金の減額に対応するため、標準単収以上の収量が確実だった場合には、特例措置として標準単価が10aあたり8万円で支給される。
- 高収益作物等拡大加算は、配分単価が10aあたり3万5千円となり、令和2年度より加算単価が5千円増額された。ただし、地域において、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が拡大することが必要となる。
- 高収益作物定着促進支援は、加工・業務用野菜等の場合、助成単価が10aあたり3万円に増額された。ただし、今後、既存の野菜等の産地を圧迫することも懸念される。
- 2020年度3次補正予算では水田リノベーション事業290億円（先月号参照）、麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト60億円が計上されている。

3. 緊急事態宣言を受け7,418億円の追加支出が閣議決定

- 1月15日、政府は新型コロナウイルス対策予備費7,418億円の支出を閣議決定し、都道府県向けの地方創生臨時交付金を積み増した。緊急事態宣言によって営業時間を短縮する飲食店への協力金に充てる。
- 推進枠は昨年11月、菅首相が創設を表明し、当初は臨時交付金のうち500億円の枠だったが、同12月に予備費2,169億円を上積みした。合わせると1兆円規模となる。

- 売上が減少した中小事業者等（農業者を含む）に対する一時金の支給では、緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接的・間接的な取引等があり、本年1月または2月の売上高が50%以上減少している場合、法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給される。（別紙5参照）
- なお、JAに出荷している生産者の大半は、市場出荷であることから、こうした場合に支援の対象となるか、JA全中が確認中である。

4. コロナ関係補助金等の今後のスケジュール等

- 高収益作物次期作支援交付金、経営継続補助金等のコロナ関連補助金にかかる今後のスケジュール等は、次のとおりとなっている。

【コロナ関係補助金等の今後のスケジュール等】

高収益作物次期作支援交付金		経営継続補助金	固定資産税等の減免手続
令和2年 12月	公募期限：25日（金）		
令和3年 1月	実績報告：31日（日）	実績報告：一次採択者 (令和2年12月31日までに事業完了) ○データ提出（JA→中央会） 期日：20日（水）午前中 ○原本提出（JA→全中） 期日：25日（月）必着 ○補助金事務局提出期日：29日（金）（注）	申告期限：31日（日）までに市町村に申告書を提出
2月上旬 中旬 下旬 ～月末 3月中旬	事業計画書承認、割当内示。（農政局→事業実施主体） 割当内示後、速やかに交付申請提出（事業実施主体→農政局） 交付申請後、順次、交付決定（農政局→事業実施主体） 概算払請求書提出（事業実施主体→農政局） ※それまでに事業実施主体は、取組実施者から実績報告を受理 概算払い（農政局→事業実施主体） ※事業実施主体から、取組実施者への交付金支払いは31日（水）までに完了了	一次採択者の事業延長分 ○事業実施見込み調査 期日：1日（月）必着 二次申請 (令和3年2月28日までに事業完了)	一次採択者の事業延長分 ○データ提出（JA→中央会） 期日：10日（水）午前中 ○原本提出（JA→全中） 期日：15日（月）必着 ○補助金事務局提出期限：19日（金） ※二次募集の採択通知：不明
4月 10日まで 中旬～	実績報告書提出（事業実施主体→農政局） 額の確定通知（農政局→事業実施主体）		

(注) 1次採択者の事業については、機械の納品が遅れるなどやむを得ない事情があると支援機関が認めた場合は、令和3年2月28日まで延長可能。この場合、実績報告書の補助金事務局への提出締切は、事業完了した日から30日以内または令和3年3月19日まで。

令和3年度農林水産関係予算の重点事項

3年度当初予算 2兆3,050億円（2兆3,109億円）
2年度3次補正予算 1兆519億円（5,849億円）

注：各事項の（ ）の数値は、「臨時・特別の措置」を除いた令和2年度当初予算額
各事項の記述のうち、○は当初予算、・は補正予算に関するもの

～食料安全保障の確立、国土の保全等に向けて、次の対策を総合的に実施～

- 1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～
- 2 スマート農業・DX・技術開発の推進、食と農に対する理解の醸成、農林水産物の需要喚起・・ 10
～コロナと共に生活・生産様式への転換～
- 3 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化・・ 15
～コロナを契機とした需要変化への対応と流通の革新～
- 4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進・・・・ 20
～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～
- 5 食の安全と消費者の信頼確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
～家畜伝染病の発生予防対策等の強化と食の安全確保～
- 6 農山漁村の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～
- 7 森林資源の適切な管理と林業の成長産業化の実現・・・・・・・・・・・・ 31
～コロナを契機とした山村での事業・雇用と定住環境の創出～ (省略)
- 8 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の実現・・・・・・・・・・・・ 35
～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～ (省略)
- 9 防災・減災、国土強靭化と災害復旧の推進・・・・・・・・・・・・ 42
～激甚化する災害にも負けない生産基盤の整備～

1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施

～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～

(1) 畜産・酪農の生産基盤の強化

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 和牛・乳用牛の増頭・増産対策	156億円 うち増頭奨励金 133億円
・輸出の拡大に向けた和牛の増産や酪農の生産基盤強化を進めるため、増頭奨励金を交付するとともに、乳用後継牛の確保のための性別別精液の活用等を支援	
・増頭を下支えする環境を整備するため、後継者不在の中・小・家族経営からの経営継承、難防除の雑草の駆除による自給飼料の増産、家畜排せつ物の処理の円滑化を総合的に支援	
② 畜産クラスター事業	481億円 うち国産チーズ振興分 90億円 うち畜産環境対策分 18億円
・畜産クラスター計画を策定した地域において輸出の拡大や中小農家の規模拡大を後押しするため、収益性向上等に必要な機械導入・施設整備を支援	
③ 国産チーズの競争力強化	150億円 うち国産チーズ振興分 90億円
・国産チーズを増産するため、酪農家による原料乳の高品質化・コスト低減の取組、チーズ製造事業者の生産性向上に必要な施設整備等を支援	
④ 畜產生産体制の強化	11億円 (増頭・増産対策) (10億円) 156億円の内訳 (畜産クラスター事業) 481億円の内訳
○家畜の増頭を支える改良・増殖、繁殖肥育一貫経営の育成等による繁殖基盤の強化、和牛の信頼確保のための遺伝子型の検査、公共牧場等の施設・機械の整備等を支援	
○国産飼料の増産・安定確保に向けた指導・研修、飼料の種子の備蓄、未利用資源飼料の活用の拡大に向けた取組、I C T (情報通信技術) 機器の活用等による飼料生産組織の強化等を支援	
○酪農家や肉用牛農家の労働負担の軽減・省力化に資する高度かつ総合的な経営改善に向けたアドバイスを畜産農家に提供するためのデータベースの構築等を支援	

【3年度当初】

【2年度3次補正】

⑤ 肥育牛経営改善等緊急対策

176億円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う価格・需要の変動により厳しい環境に置かれている肥育経営等に対し、コスト低減等の経営体質の強化等に資する取組を支援

⑥ 畜産環境対策の推進・畜産バイオマス地産地消対策
<一部公共>

- 資源循環の促進等の酪農家による環境負荷の軽減の取組、家畜排せつ物処理施設の機能の強化を支援
- ・増頭・増産に伴い増加する家畜排せつ物を活用した土づくりを進めるための高品質な堆肥の生産、家畜排せつ物による水質汚濁・悪臭問題の解消のための施設・機械等の導入を支援
- ・「グリーン社会」の実現に向けてエネルギーの地産地消を推進するため、家畜排せつ物の有効活用に資するバイオガスプラント等の導入を支援

⑦ 草地関連基盤整備<公共>

64億円

- 畜産経営規模の拡大や畜産主産地の形成に資する飼料生産の基盤整備等を実施・支援
- ・畜産クラスター計画を策定した地域での効率的な飼料生産に資する草地整備を実施・支援

(環境負荷軽減型酪農経営支援事業)

(畜産環境対策の推進・畜産バイオマス地産地消)

60億円

28億円

(62億円)

(畜産クラスター事業)

(農山漁村地域整備交付金)

481億円の内数

807億円の内数

(943億円の内数)

(農業農村整備事業)

3,333億円の内数

64億円

(3,264億円の内数)

【3年度当初】 【2年度3次補正】

⑧ 家畜・食肉の流通体制の強化

25億円

(30億円)

22億円

農畜産物の販売促進に向けた加工施設整備事業

うち農畜産物輸出拡大施設整備事業
80億円

- 家畜市場での密集状態の防止に資する機器の導入等を支援
- 国産食肉の生産・流通体制の再編・強化に必要な施設の整備等を支援
- 家庭食需要の増加といった国内外の需要の変化に対応するため、産地の食肉処理施設での薄切り肉等の精肉加工に必要な施設の整備等を支援
- ・輸出先国の規制や需要に対応した畜産物の販売力を強化するため、生産者、輸出事業者、食肉処理事業者、乳業者等によるコンソーシアム（事業共同体）を産地で形成し、米国・EU向けのと畜方法により発生する血斑の低減、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌の低減等の課題解決のための取組を支援

⑨ 加工施設再編等緊急対策事業

16億円

- ・農畜産物の加工施設について、再編合理化を通じたコスト縮減の取組、需要の高い加工品への転換を図る取組等を支援

⑩ 畜産・酪農経営安定対策

(所要額)

2,234億円

(2,234億円)

- 意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組める環境を整備するため、畜種ごとの特性に応じて、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、加工原料乳生産者補給金等により、畜産・酪農経営の安定を支援

(2) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化 【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 野菜等の生産振興対策	150億円 (142億円)	(グローバル産地づくり緊急対策) 15億円の内数
--------------	------------------	-----------------------------

○野菜、果樹、茶・薬用作物、花き、養蜂の品目ごとの持続的な生産基盤の強化に向けて、農業者や農業法人、民間団体等が行う生産性向上や販売力強化に向けた取組、地方公共団体が主導する産地全体の発展を図る取組を総合的に支援

ア 野菜・施設園芸支援対策

- 水稻からの作付転換による新たな園芸産地の育成、既存の国内産地では需要に応えきれていない端境期を埋めるための加工・業務用野菜の作付の拡大、施設園芸の生産性向上と規模拡大を加速化する取組等を支援
- 野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るために、価格低落時における生産者補給金を交付

イ 果樹支援対策

- 労働生産性の向上が見込まれる省力樹形や優良品目・品種への改植・新植、これらに伴う未収益期間への支援
- 労働生産性の抜本的な向上を導く産地体制を構築するため、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等に必要な取組を総合的に支援

ウ 茶・薬用作物等支援対策

- 国内外の多様化する需要に対応するため、生産段階での需要に応じた品種への改植、輸出に向けた栽培体系への転換、海外を含めた需要創出の取組等、産地の取組を総合的に支援

エ 花き支援対策

- 需要構造の変化に対応して国産花きの消費拡大を図るため、家庭や職場での利用拡大・定着に向けた新たな装飾スタイルの提案・普及、栽培管理・商品履歴のデジタル化等の取組を支援

才 養蜂支援対策

- 蜂群の配置調整の適正化に向けた関連データの蓄積・活用や蜜源植物の植栽・管理、ダニの防除手法の普及等を支援
- 花粉交配用の在来種マルハナバチの利用の拡大、園芸農家の蜜蜂管理の技術実証等を支援

② 高収益作物次期作支援交付金

1, 343億円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けた花き、茶、野菜、果樹等の高収益作物の生産者の次期作に向けた前向きな取組を支援
- ・交付金の運用見直しにより交付金が減額され、又は交付されなくなる生産者で、コロナ禍においても積極的に投資した方々が、生産性の向上等を図る取組を継続できるよう追加措置を実施

【3年度当初】 【2年度3次補正】

③ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金等

- 産地の収益力の強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入、農畜産物の生産・供給の基幹となる施設の整備を支援
- 核となる事業者と連携する農業者とが一体となって、安定供給を実現する生産事業モデルの構築等を支援
- 加工・業務用農畜産物の輸入から国産への切替え等の新たな需要に対応するための施設の整備を重点的に支援
 - ・「人・農地プラン」に基づき農地中間管理機構が活用されている地域等の担い手への農業用機械・施設の導入を支援
 - ・農畜水産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援
 - ・自然災害時にも継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、卸売市場の耐震化、耐水化、耐風化等の整備を支援

162億円	(農林水産業の担い手の確保・育成)
(200億円)	41億円の内数
	(農地・機械等の整備等の内数)
	うち農畜産物輸出拡大施設整備事業
	80億円
	(卸売市場施設の対策)
	15億円

④ 産地生産基盤パワーアップ事業

342億円

- ・輸出向け、加工・業務用向け等の多様な需要に応じた品質・ロットを安定的に生産・供給できる産地を育成するため、高収益作物の生産拡大に取り組む産地への機械の導入、集出荷施設の整備、中小・家族経営の経営基盤の継承の円滑化の取組、堆肥の活用による全国的な土づくりの取組、産地と連携して輸出等に取り組む輸出事業者等の拠点施設の整備等を支援

⑤ 土づくり、有機農業、環境に配慮した農業の推進

- 土壤診断等を通じた科学的データに基づく土づくりの取組、国際水準の有機農業に取り組む人材の育成、オーガニックビジネスの拠点的な産地づくりによる有機農産物の安定供給体制の構築等を支援
 - ・増頭・増産に伴い増加する家畜排せつ物を活用した土づくりを進めるための高品質な堆肥の生産を支援
 - ・全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥を活用した土づくりの実証を支援
 - ・G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を通じて、輸出先国の規制や需要に対応した產品を、加工業者・輸出事業者と連携して継続的に提供する輸出産地の育成・展開を図るため、国際的な規格認証の取得等を支援

(スマート農業総合推進対策事業)	(種苗販売・販管システム整備)
14億円の内数	28億円の内数
(15億円の内数)	(産地生産基盤パワーアップ事業)
(有機農業推進総合対策)	342億円の内数
2億円	(グローバル産地づくり緊急対策)
(2億円)	15億円の内数

⑥ 水田フル活用の推進

○水田農業での麦・大豆等の本作化への支援のほか、高収益作物の導入・定着への計画的・一体的な支援等により、水田フル活用を総合的に推進

ア 水田活用の直接支払交付金

3, 050億円

(3, 050億円)

○水田をフル活用して需要に応じた生産を図るため、麦・大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により地域の特色をいかした魅力的な産地づくりを支援

イ 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

290億円

- ・水田農業において実需者の需要を踏まえた新市場開拓用米・加工用米、麦・大豆や野菜等の高収益作物の生産を進めるため、低コスト生産技術等の導入、パックご飯等の輸出の拡大やカット野菜等の国産原材料への切替えに必要な機械・施設の整備を支援

ウ 水田農業の高収益化の推進<一部公共>

(水田活用の直接支払交付金)	休耕地の転用、圃場整備等の措置
3, 050億円の内数	448億円の内数
(野菜等の生産振興対策)	(産地生産基盤パワーアップ事業)
150億円の内数	342億円の内数
(農業農村整備事業)	(スマート農業技術の開発・実証プロジェクト)
3, 333億円の内数	62億円の内数
(強い農業・強いまちづくり総合支払交付金等)	
162億円の内数	
(スマート農業総合推進対策事業)	
14億円の内数	

○高収益作物の導入・定着を図るため、「水田農業高収益化推進計画」に基づき、国、地方公共団体等の関係部局が連携し、水田での高収益作物への転換、水田の畠地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路の確保等の取組を計画的・一体的に推進

- ・高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水改良等による水田の畠地化・汎用化や、畠地かんがい施設の整備等による畠地・樹園地の高機能化等の基盤整備を実施・支援

エ 「麦・大豆増産プロジェクト」の推進

(麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト)	60億円
1億円	
(戦略作物生産拡大支援事業)	
1億円の内数	
(強い農業・強いまちづくり総合支払交付金等)	
162億円の内数	
(農地耕作条件改善事業)	
248億円の内数	

オ 農業再生協議会の活動強化	84億円 (85億円)
○農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョンの作成・周知、経営所得安定対策等の運営や申請手続の電子化を支援	
カ 米穀周年供給・需要拡大支援事業	50億円 (50億円)
○産地が必要と判断した場合に自主的に行う、米の年間を通じた安定販売や、需要拡大等の取組を支援	
キ 米粉の需要拡大、米の民間規格の制定	1億円 (1億円)
○米粉の需要拡大や米に関する民間規格の制定に向けた取組等を支援	
⑦ 畑作構造転換事業	30億円 このほか 産地生産基盤化ワーアップ事業 畠耕作権立替 6億円
・労働力不足や病害虫リスクへの対応等の課題に対応するため、ばれいしょ、てん菜、豆類等の省力作業体系や生産性向上技術の導入、輪作体系の適正化のために必要な作物の導入、種ばれいしょの生産性の向上等を支援	
⑧ 甘味資源作物生産支援対策	111億円 (114億円) 20億円
○国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付	
○「さとうきび増産基金」により台風被害等からの回復に向けた取組を支援	
・離島等の地域経済・雇用を支えるさとうきび・かんしょの生産者、製糖工場やでん粉工場の持続的な発展を図るため、生産性向上の取組、サツマイモ基腐病等の病害対応の取組、製糖工場の「働き方改革」に向けた取組等を支援	
⑨ 農業資材価格等の調査	1億円 (1億円)
○農業競争力強化プログラムを着実に実施するため、国内外における農業資材の価格、農畜産物の流通実態等を調査	

(3) 経営安定対策の着実な実施

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 収入保険制度の実施

177億円 (eMAFF等によるDXの推進)
(211億円) 82億円の内数

- 収入保険制度の加入者に対し、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、その差額の9割までを補填
- 実施主体等の円滑な事務の推進を支援

② 畑作物の直接支払交付金

(所要額)
1,986億円
(2,163億円)

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ等の畑作物を生産する認定農業者等の担い手に対し、経営安定のための交付金を交付

③ 収入減少影響緩和対策交付金

(所要額)
655億円
(645億円)

- 米、麦、大豆等を生産する認定農業者等の担い手に対し、これらの収入が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填

④ 野菜価格安定対策事業

(所要額)
156億円
(155億円)

- 野菜生産・出荷の安定を図るため、価格低落時における生産者補給金を交付

2 スマート農業・DX・技術開発の推進、食と農に対する理解の醸成、農林水産物の需要喚起

～コロナと共存する生活・生産様式への転換～

DX：デジタルトランスフォーメーション（I・O・T等のデジタル技術を活用した変革）

(1) スマート農業・DXの推進

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① スマート農業総合推進対策事業

14億円
(15億円)
62億円

○先端技術の現場への導入・実証や、地域での戦略づくりの推進、スマート農業教育の充実、農業データ連携基盤（WAGR）の活用促進のための環境の整備等を総合的に支援

- ・先端技術を活用した生産性の高い生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大、シェアリング（共同利用）等の導入・実証を支援
- ・スマート農機の開発、海外の需要に対応した栽培技術・品種の開発等を支援

② 農業支援サービス事業育成対策

(農業支援サービス事業育成対策)
1億円
(－)
(強い農業・強い手づくり総合支援交付金等)
162億円の内数
(－)

○スマート技術等を活用した農業支援サービス事業を育成するため、事業化に向けた需要調査、専門人材の育成、農業者等とのマッチング、機械の導入等を支援

③ 林業イノベーション推進総合対策

(林業成長産業化総合対策)
123億円の内数
(129億円の内数)
363億円の内数
(合板・製材・構造用集成材等の国際競争力を強化・森林創造財)

○ICTによる資源管理・生産管理を行うスマート林業、早生樹・エリートツリー等の利用拡大、植林作業の自動化機械や木質系新素材の開発等による「林業イノベーション」の取組を支援

- ・合板・製材・構造用集成材等の国際競争力を強化するため、伐採・造林作業の自動化、遠隔操作技術の導入・実証や流通木材の合法性確認システムの構築に向けた調査等を支援

	【3年度当初】	【2年度3次補正】
④ 「スマート水産業」の推進	6 億円 (7 億円)	(eMAFF等によるDXの推進) 8 2 億円の内数
○産地市場・漁協から水揚げデータを効率的に収集し、適切な資源評価・管理を促進する体制等の早期構築		
・漁獲情報等を電子的に収集・提供することを可能とするシステムの早期構築と現場への導入を加速化		
⑤ 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの推進	3 9 億円 (7 億円)	8 2 億円
○スマホやタブレット、PC（パソコン）で補助金等の申請ができ、農地の現地情報の統合も可能にするeMAFFを早期に構築		
・農地区画データ情報（筆ポリゴン）の精度向上等を加速化		
・農地情報公開システムをデジタル地図と連携するためのシステムの改修等を加速化		
・収入保険の申請手続をオンラインで行うためのシステム整備を支援		
・漁獲情報等を電子的に収集・提供することを可能とするシステムの早期構築と現場への導入を加速化		
⑥ 農業経営統計調査の情報還元システムの整備	1 億円 (-)	
○データに基づく農業経営に資するよう、生産者に経営分析に関する情報を還元するデータベース等を整備		

(2) イノベーション・技術開発の推進

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農林水産研究の推進

22億円
(23億円)

(日本農業を守るために知的財産権の強化)
22億円の内数

- 農林水産業・食品産業の持続性を高めるため、農林漁業者等の需要、気候変動といった新たな課題、バイオ技術を活用したイノベーション（技術革新）等に対応する研究を国主導で効果的に推進
- 国際標準化を見据えた知的財産の管理による研究成果の保護・活用を促進
 - ・我が国の新品種の海外における保護を強化するため、栽培試験等を行う種苗管理施設の整備を支援

② 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出

42億円
(41億円)

- 「知」の集積と活用の場として、農林水産分野に様々な分野の知識・技術等を結集し、革新的な技術を生み出して商品化・事業化につなげる産学官連携研究を支援
- 農業・食品産業分野において大きな成長が期待されるベンチャー企業（新興企業）等が行う、農業支援につながる新技术、フードテック（食とＩＣＴの融合等）等の研究開発から事業化までを総合的に支援
- 生物系特定産業技術研究支援センターの資金配分機関としての機能の強化を支援

③ 開発技術の迅速な普及・定着

24億円
(24億円)

- 普及指導員による農業者への直接的な技術・経営支援、担い手のニーズに即した開発技術の迅速な社会実装を支援

(3) 食と農に対する理解の醸成のための国民運動の推進、農林水産物の需要喚起

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 新たな国民運動の推進

4 億円 (個別林業持続化緊急措置)
(1 億円) 250 億円の内数

- 「食」の重要性が再認識される中、消費者が日本の食や農林漁業に対する理解を深め、触れる機会を創出するため、官民協働による農林水産物の消費拡大運動の推進等を支援
- 食品製造事業者を中心とした地域の農林水産物を活用したビジネスの創出等を支援
- ・国産農林水産物の消費拡大を推進するため、農林漁業者等による地域の様々な取組についてメディア、SNS（ウェブ上の交流サービス）等での情報発信を実施

② 食育の推進と食文化の保護・継承

(食料産業・6次産業化交付金等)
3 億円の内数
(4 億円の内数)

- 第4次食育推進基本計画に基づき、栄養士・栄養教諭等と生産者の連携・協働、オンラインや動画による食育を支援
- 学校給食等での地場食材の活用等による食育の推進、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」や地域固有の多様な食文化の保護・継承のための普及活動、その普及を担う人材の育成等を支援

③ 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進

1 億円
(1 億円)

- フードバンク活動等を通じた食品ロスの削減、食品リサイクルの取組、農林水産業・食品産業におけるプラスチック資源循環の取組を支援

④ 再生可能エネルギーの導入等の推進

(食料産業・6次産業化交付金等)
19 億円の内数
(26 億円の内数) 28 億円の内数
(蓄電設備の高効率化技術開発)

- 「グリーン社会」の実現に向け、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、エネルギーの地産地消に資するバイオマス利活用施設の整備等を支援
- ・「グリーン社会」の実現に向けてエネルギーの地産地消を推進するため、家畜排せつ物の有効活用に資するバイオガスプラント等の導入を支援
- ・「グリーン社会」の実現に向け、林地残材の利用拡大に向けた木質バイオマス利用促進施設の整備を支援

【3年度当初】 【2年度3次補正】

⑤ 国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業 250億円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要の減少の影響を受けている農林漁業者、加工業者等の販売促進、販路の多様化等の取組を支援

⑥ 「G o T o E a t キャンペーン」の延長 515億円

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により甚大な影響を受けている飲食業の需要喚起に向け、「G o T o E a t キャンペーン」のうち食事券について追加発行と実施期間の延長を実施

3 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化

～コロナを契機とした需要変化への対応と流通の革新～

(1) 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化

ア 官民一体となった海外での販売力の強化	30億円 (28億円)	37億円
○マーケットイン（需要重視）の発想の下、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で設定された重点品目・ターゲット国を対象に、JETRO（日本貿易振興機構）によるビジネスマッチング、JFOODO（日本食品海外プロモーションセンター）による重点的・戦略的プロモーション、品目団体等によるPR・販売促進活動、輸出を牽引する現地の小売・飲食店や流通事業者等を通じた家庭向け日本産食材の販路拡大等を支援		
・輸出事業者と産地が連携して取り組むコメ・コメ加工品の海外市場の開拓等を支援		

イ 我が国食産業の海外展開の後押し	5億円 (7億円)	4億円
○官民協議会で策定した国・地域ごとの戦略に基づく海外展開の推進等を支援		

・海外市場の変化や新たな需要に対応するため、輸出事業者、製造事業者等が複数でコンソーシアムを形成して行う、機材の導入・PR活動等を含む海外展開の取組の実証を支援

・食品製造業の国際競争力を強化するため、生産性向上に資する遠隔管理、自動化等の先進的モデルの実証を支援

② マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林漁業者の後押し

ア グローバル産地づくりの強化	13億円 (5億円)	15億円
-----------------	---------------	------

○GFPを通じて、輸出先国の規制や需要に対応した產品を、加工業者・輸出事業者と連携して継続的に提供する輸出産地の育成・展開を図るため、産地間連携の促進、輸出診断、新技術導入、輸出事業者とのマッチング、国際的な規格認証の取得等を支援

イ 一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築	5億円
--------------------------	-----

- ・大ロット・高品質・効率的な輸出を後押しするため、産地から輸出先国までの一貫したコールドチェーンの構築に向け、集出荷の拠点となる保冷施設の整備、保冷コンテナの導入、国土交通省と連携した地方空港や港湾を活用した保冷輸送の実証等を支援

ウ 物流ルート確保対策	20億円
-------------	------

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う大幅な旅客便の減便による生鮮品の物流への影響を緩和するため、輸送手段を確保するための取組を支援

エ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策	22億円
--------------------	------

- ・輸出先国の規制や需要に対応した畜産物の販売力を強化するため、生産者、輸出事業者、食肉処理事業者、乳業者等によるコンソーシアムを産地で形成し、米国・EU向けのと畜方法により発生する血斑の低減、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌の低減等の課題解決のための取組を支援

③ 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服

ア 「農林水産物・食品輸出本部」の下での輸出先国の規制緩和・撤廃等に向けた取組の推進 17億円 16億円
(17億円)

○輸出先国における制度、市場情報等の収集・分析・提供、HACCP（危害要因分析重要管理点）施設の認定の迅速化、生産海域指定や残留農薬基準設定の申請、加工食品の製品仕様の変更等を支援

イ 輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備 10億円 226億円
<一部公共> (15億円)

○加工食品等の輸出の拡大を図るため、加工施設等の整備目標に即し、食品製造事業者等によるHACCP等に対応した施設改修・機器整備を支援

- ・農畜水産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援
- ・水産物の輸出の拡大を図るため、大規模な生産・流通の拠点での共同利用施設、養殖場等の一体的整備、生産から販売までの関係者が連携して輸出先国の需要を捉えたモデル的な商流の構築等を支援

(2) 日本の強みを守るための知的財産対策の強化、規格・認証の国際化対応

【3年度当初】

【2年度3次補正】

① 植物品種等の海外への流出防止

2億円

(1億円)

(日本の強みを守るための知的財産対策の強化)

22億円の内数

- 我が国の種苗の海外流出・海外での無断増殖を防止するため、海外における品種登録（育成者権の取得）、侵害対策、在来種等の保存、簡易な許諾方法のモデルの構築流通品種のデータベースの構築、東アジア植物品種保護フォーラムの開催等を支援
- ・我が国的新品種の海外における保護を強化するため、栽培試験等を行う種苗管理施設の整備を支援

② 農業知的財産保護・活用支援事業

1億円

(1億円)

- 農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援
- 農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組を支援

③ G A P（農業生産工程管理）拡大の推進

(GAP拡大推進加速化)

3億円

(3億円)

(グローバル産地づくり緊急対策)

15億円の内数

- 国際水準のGAPの取組の拡大に向け、指導員による指導活動、認証審査のオンライン化、農協等による団体認証の取得、農業教育機関や輸出に取り組む農業者による認証取得等を支援
- ・GFPを通じて、輸出先国の規制や需要に対応した產品を、加工業者・輸出事業者と連携して継続的に提供する輸出産地の育成・展開を図るため、国際的な規格認証の取得等を支援

(グローバル産地づくりの強化)

13億円の内数

(5億円の内数)

④ 地理的表示保護・活用総合推進事業

1億円

(-)

(日本の強みを守るための知的財産対策の強化)

22億円の内数

- 地理的表示（GI）を知的財産として国内外で保護し、権利侵害を防止するため、GIの登録申請から登録後のフォローアップまでの一体的支援や模倣品の監視を実施
- ・輸出の拡大に資する伝統的產品をGIの登録に結び付けるため、生産者団体等による登録申請等を支援

(3) 農林水産物・食品の高付加価値化と流通の合理化・高度化

【3年度当初】

【2年度3次補正】

① 6次産業化の推進

- 農林漁業者が多様な事業者と連携して行う新商品開発・販路開拓や施設整備、関係機関との連携の下で6次産業化プランナーが行う事業者等に対するサポート体制の整備、外食・中食事業者による地場産食材の取引先の確保等を支援

(食料産業・6次産業化交付金等)

23億円の内数

(31億円の内数)

② 流通の合理化・高度化

- 「三つの密」の防止を徹底して流通の合理化・高度化を図るため、品質・衛生管理の強化、省人化・省力化を実現する卸売市場施設・ストックポイントの整備を支援
- 新たな生活様式への対応にも資する食料品アクセスの確保に向けた取組、コールドチェーンの整備による流通の高度化、トラック輸送の逼迫等を踏まえた鉄道、船舶へのモーダルシフト、ドライバーの荷役負担を軽減するパレット規格の統一化等を支援
- ・ 自然災害時にも継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、卸売市場の耐震化、耐水化、耐風化等の整備を支援

(卸・卸手(リテール販売店等))

162億円の内数

(200億円の内数)

(食品等流通標準化モデル総合対策事業)

3億円

(2億円)

(卸売市場施設の対策)

15億円

4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進

～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～

(1) 競争力強化・国土強靭化のための農業農村整備の計画的な推進

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農業農村整備事業<公共>

3, 333億円 1, 855億円
(3,264億円)

- 農業の競争力強化や農村地域の国土強靭化を図るために、農地の大区画化・汎用化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、防災重点農業用ため池対策の強化、農業用ダムの洪水調節機能強化や田んぼダムの取組拡大等を実施・支援
- 農村地域のインフラの持続性の確保と農村の活性化を図るために、集落排水施設や農道の再編、強靭化、高度化等の定住条件の整備を支援
 - ・農業用ダムの洪水調節機能の強化や市街地・集落を含む農村地域の排水対策を図るため、農業水利施設の整備を実施・支援
 - ・水田の貯留機能の向上を図るため、田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地の整備を実施・支援
 - ・激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応して老朽化対策や豪雨・地震対策を進めるため、施設の集約・再編を含む農業水利施設等の補修・更新を実施・支援
 - ・防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を支援

② 農地耕作条件改善事業

248億円
(250億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を支援

【3年度当初】 【2年度3次補正】

③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業

258億円

(258億円)

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的・効率的な長寿命化・防災減災対策を支援

④ 農山漁村地域整備交付金<公共>

807億円

(943億円)

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

(2) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

【3年度当初】 【2年度3次補正】

- ① 人・農地プランの実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化

(執行見込額) (eMAFF等によるDXの推進)
186億円 82億円の内数
(183億円)

- 実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手への農地集積・集約化を加速化するため、機構の事業運営、地域等に対する協力金の交付、農地利用の最適化に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動等を支援

② 農地の大区画化・汎用化等の推進<公共>

(農業農村整備事業) 188億円
3,333億円の内数
(3,264億円の内数)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、都道府県が、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を実施・支援
・農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化してコメの生産コストの大幅な削減等を図るため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等の整備を実施・支援

③ 農地耕作条件改善事業（再掲）

248億円
(250億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化、高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、農地の区画拡大等を支援

④ 農業委員会による農地利用の最適化の推進

53億円
(53億円)

- 農地利用の最適化を推進するため、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動を支援

【3年度当初】

【2年度3次補正】

⑤ 機構集積支援事業等

28億円

(30億円)

(eMAFF等によるDXの推進)

82億円の内数

- 所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係の調査、農業委員・農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

(3) 家族農業経営、法人経営等の担い手の確保と経営継承の促進

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農業人材力強化総合支援事業等

205億円 (農林水産業の担い手の確保・育成)
(213億円) 41億円

- 次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付
- 雇用就農を促進するための農業法人等での実践研修、労働力の調整による人材の確保、地域における新規就農者に対するサポート活動、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等を支援
 - ・就職氷河期世代が新規就農しやすい環境を整備するため、農業法人や農業大学校等の研修機関での研修を支援
 - ・「人・農地プラン」に基づき農地中間管理機構が活用されている地域等の担い手への農業用機械・施設の導入を支援

② 経営継承・経営発展の推進

20億円
(11億円)

- 将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し発展させる取組を、国と地方が一体となって支援
- 農業経営の法人化等に関する都道府県ごとの経営相談体制の整備等を支援

③ 担い手経営発展支援金融対策事業

17億円

- ・攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金・農業近代化資金について、貸付当初5年間の実質無利子化等の金利負担の軽減を支援

④ 女性が変える未来の農業推進事業等

1億円 (人材不足への対応と女性の活躍推進)
(1億円) 21億円の内数

- 地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性グループの活動、託児と農作業を地域でサポートする体制づくりを支援
- ・女性農業者が働きやすい環境を整備するため、農業体験・研修の受入体制づくり、女性農業者のネットワークづくり、更衣室等の確保を支援

【3年度当初】 【2年度3次補正】

⑤ 外国人材受入総合支援事業	4億円 (4億円)
○農林水産分野での外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、外国人材の知識・技能を確認する試験の実施、就労する外国人材が働きやすい環境の整備等を支援	
⑥ 農林水産業・食品産業における作業安全の推進 (作業安全強化対策推進事業等)	6億円の内数 (6億円の内数)
○農林水産業・食品産業の従事者の安全の確保を推進するため、事故要因の調査・分析、安全性の高い技術の現場実証、新たに制定する作業安全規範の普及・定着の実施のほか、作業安全の研修・指導等を支援	
⑦ 農業協同組合の監査コストの合理化の促進	1億円 (2億円)
○公認会計士による監査の導入直後における農協の監査コストの合理化を図るため、農協の主体的な取組を支援	
⑧ 経営継続補助金	571億円
・農林漁業者の経営継続を確保するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策とともに使う販路回復・開拓や事業継続・転換の取組で既募集に係る分を支援	
⑨ 農業の人材不足への対応 (人材不足への対応と女性の活躍推進)	21億円の内数
・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による外国人材の不足を解消し、生産を維持するため、農業経営体が行う代替人材の雇用等を支援	

5 食の安全と消費者の信頼確保

～家畜伝染病の発生予防対策等の強化と食の安全確保～

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 家畜衛生等総合対策

96億円

(110億円)

- 家畜伝染病予防法に基づき、殺処分をした家畜等に対する手当金や、都道府県の防疫措置等に対する負担金を交付
- 増頭した検疫探知犬による探知活動、AIを活用したX線検査技術の開発等、家畜伝染性疾患の侵入防止のための水際対策、産業動物獣医師の確保等の取組を支援

② 消費・安全対策交付金

22億円

5億円

(30億円)

- 豚熱、鳥インフルエンザを始めとする家畜伝染性疾患の発生予防等のため、家畜伝染病予防法の改正を踏まえた飼養衛生管理の強化、重要病害虫の侵入防止・まん延防止等を支援
- ・ジャンボタニシ等による農業被害を防止するため、効果の高い早期防除の取組を支援

③ 安全な生産資材の安定供給の推進

7億円

(6億円)

- 肥料取締法の改正を踏まえた肥料の安全性・品質の確保を図るため、製造工程管理を適切に実施
- 家畜農場の周辺における抗菌剤や薬剤耐性菌発現の調査を実施

④ 生産・製造現場と連携したリスク管理

2億円

(2億円)

- 食品中の有害化学物質・微生物の実態の計画的調査、それに基づく汚染防止・低減対策の策定・普及を実施

6 農山漁村の活性化

～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～

(1) 日本型直接支払の実施

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 多面的機能支払交付金

487億円

(487億円)

○農業・農村の有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付

② 中山間地域等直接支払交付金

261億円

(261億円)

○中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、棚田地域を含む中山間地域等での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

③ 環境保全型農業直接支払交付金

25億円

(25億円)

○化学肥料・農薬の5割低減の取組と合わせて、地球温暖化防止等に効果の高い営農活動を行う農業者団体等に交付金を交付

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共>

406億円

(442億円)

- 棚田を含む傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加等の中山間地農業の状況を踏まえつつ、地域の特色をいかした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組、不測の事態に備えた都市部と農村部の安定的な連携体制の構築に取り組むモデル地区の創出等を総合的に支援

② 棚田・中山間地域対策<一部公共>

(中山間地域農業農村総合整備事業)

(中山間地域所得確保対策)

57億円

1億円

(50億円)

このほか

(農山漁村地域整備交付金)

関係中山間地域優先枠

807億円の内数

199億円

(943億円の内数)

- 棚田地域を始めとする中山間地域における収益力向上を図るため、農業生産を支える水路・ほ場等の基盤整備と加工・販売施設等の整備とを一体的に支援

- ・中山間地域の特色をいかした農業の展開のための計画の策定と実践を、基盤整備等の関連事業と併せて総合的に支援

③ 農山漁村振興交付金	98億円 (98億円)
-------------	----------------

- 農山漁村における定住や都市と農山漁村の交流を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図るため、地域資源を活用した計画策定や各種取組の実践を支援

ア 農泊の推進

- 農泊を実施するための体制整備、観光コンテンツの磨き上げ、地域全体でのプログラム企画等の取組、ワーケーションの受け入れへの対応、食や景観を活用した高付加価値コンテンツ開発、農家民宿や古民家等を活用した滞在施設、農林漁業体験施設の整備等を一体的に支援

イ 農福・林福・水福連携の推進

- 農林水産分野での障害者等の雇用・活躍の場を創出し、農山漁村の維持・発展を図るため、農福連携に加え、苗木生産や養殖施設といった林福連携・水福連携に資する施設の整備、障害者の職場定着を支援する人材の育成、作業手順のマニュアル化等を一体的に支援

ウ 都市農業の多様な機能の發揮

- 都市農業を振興するため、都市農業での生産体験や交流の場の提供、災害時の避難地としての活用等について、都市農地の貸借を伴う経営の拡大の取組を優先して支援

エ 農山漁村の持続性確保を実現する次世代型コミュニティビジネスの展開

- 人口密度の低い農山漁村における生業・暮らしを持続的に支えていくため、農林漁業の振興と併せて、買い物・子育て等の地域のコミュニティの維持に資するサービスの提供や、地域内外の若者等の呼び込みを行う事業体の形成に向けた計画策定、施設整備等を支援

才 農業・農村の情報通信環境の整備

- 農業・農村のインフラの管理の省力化・高度化、地域活性化、スマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備を支援

カ 荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産の実証

- 荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産・供給の実証等を行うモデル地区の創出を支援

④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

(鳥獣被害防止総合対策交付金等)

122億円

(所要額)

39億円

- 農作物被害のみならず農山漁村の生活に大きな影響を与える鳥獣被害の防止に向け、捕獲者のサポート体制の構築、捕獲頭数の増加に応じた支援の導入等により捕獲活動を抜本的に強化するほか、林業関係者によるシカの捕獲効率向上対策等を実施

(102億円)

うち多面的機能支払交付金中

6億円

- 地域資源を有効に活用したジビエ利活用の拡大に向け、捕獲者や処理加工施設の人材の育成、処理加工施設の整備、プロモーション等による需要拡大の取組を支援

うち中山間地域等直接支払交付金中

5億円

- ・ 中山間地域等での農作物の被害の低減を図るため、鳥獣の侵入防止柵の整備、効率的・効果的な捕獲に向けた生息調査の実施、現場での実践的な捕獲者育成研修の実施等を支援
- ・ 捕獲活動の強化に伴うジビエへの利活用を促進するため、ジビエ処理加工施設と流通業者の連携による販売促進等を支援

⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

3億円

(3億円)

- 火山の降灰等の被害に対応するため、洗浄用機械・施設等の整備、これと一体的に行う用水確保対策等を支援

9 防災・減災、国土強靭化と災害復旧の推進

～激甚化する災害にも負けない生産基盤の整備～

(1) 防災・減災、国土強靭化の推進

【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 農業水利施設、ため池等の対策<公共>

1, 155億円

- ・農業用ダムの洪水調節機能の強化や市街地・集落を含む農村地域の排水対策を図るため、農業水利施設の整備を実施・支援
- ・水田の貯留機能の向上を図るため、田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地の整備を実施・支援
- ・激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応して老朽化対策や豪雨・地震対策を進めるため、施設の集約・再編を含む農業水利施設等の補修・更新を実施・支援
- ・防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合工事を含む防災工事を支援

② 治山施設等の対策<公共>

461億円

- ・森林の防災・保水機能の發揮のため、山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による流木・土石流・山腹崩壊の抑制対策等を実施・支援

③ 森林整備による対策<公共>

338億円

- ・森林の防災・保水機能を適切に發揮するため、重要なインフラ施設の周辺や氾濫した河川の上流域等での間伐等や、林道の整備・改良等の対策を実施・支援

④ 漁業地域の対策<公共>

230億円

- ・切迫する地震・津波等の自然災害や激甚化・頻発化する台風・低気圧災害による被害を未然に防止するため、漁業地域において岸壁の耐震化対策、防波堤の耐浪化対策等を支援

【3年度当初】 【2年度3次補正】

⑤ 海岸堤防等の対策<公共> 7億円

- ・南海トラフ地震等の大規模地震が想定される地域での堤防の嵩上げ、補強等による津波・高潮対策や、老朽化が進行した海岸保全施設の改修等を実施・支援

⑥ 卸売市場施設の対策 15億円

- ・自然災害時にも継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、卸売市場の耐震化、耐水化、耐風化等の整備を支援

⑦ 園芸産地における対策 3億円

- ・自然災害時のハウスの損壊、停電等に備えるため、共同の事業継続計画を策定した産地における災害発生時の事業の継続に必要な体制整備や、計画に基づく対策の実施を支援

(2) 災害からの復旧・復興 【3年度当初】 【2年度3次補正】

① 災害復旧等事業<公共> 198億円 1,449億円

(196億円)

○地震・豪雨等により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の復旧等を実施・支援

- ・令和2年7月豪雨等により被災した農地・農業用施設、治山施設、林道施設、漁港施設等の速やかな復旧等を実施・支援

50 農業人材力強化総合支援事業等

【令和3年度予算概算決定額 20,501（21,294）百万円】
 (令和2年度第3次補正予算額 4,079百万円の内数)

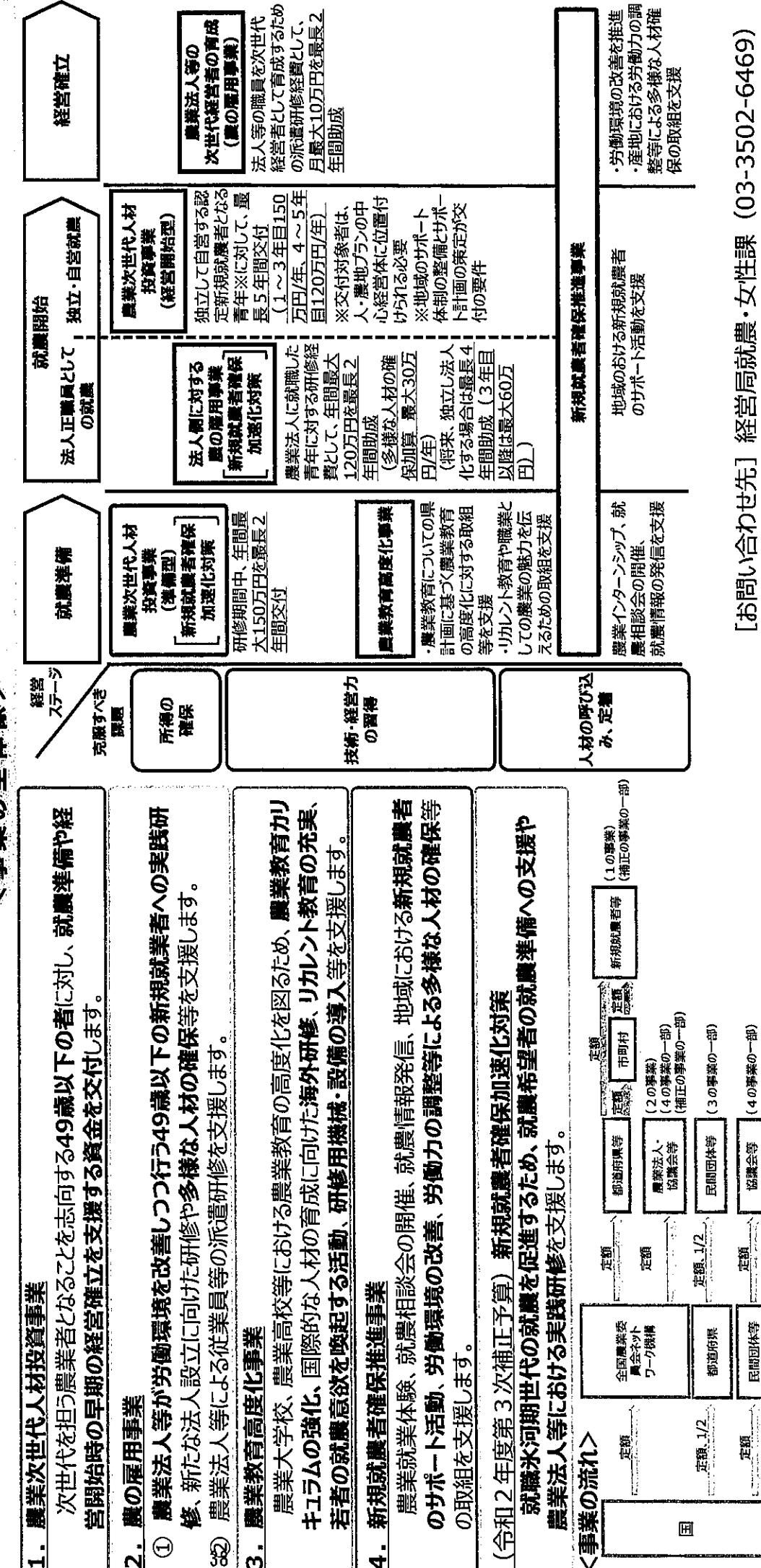
<対策のポイント>

次世代を担う人材を育成・確保するため、就農準備や経営開始時の早期の新規就農者へのサポート活動、農業高校・農業大学校・農業法人等による新規就農者の高度化等を支援します。

<事業目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人「令和5年まで」）

<事業の全貌>



51 経営継承・発展等支援事業

【令和3年度予算概算決定額 1,503 (503) 百万円】

<対策のポイント>

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、実質化された人・農地プランに基づき、国と地方が一体となって、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し発展させる取組を支援します。

<事業目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]

<事業の内容>

1. 経営継承・発展支援

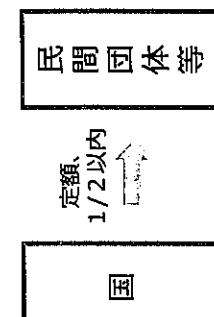
地域の中心経営体等（実質化された人・農地プランにより位置づけ。畜産経営を含む。）の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品种の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援（100万円上限（国、市町村がそれぞれ1/2を負担））します。

2. 推進事務

1の事業の事務局を担う民間団体等の事務費を措置します。

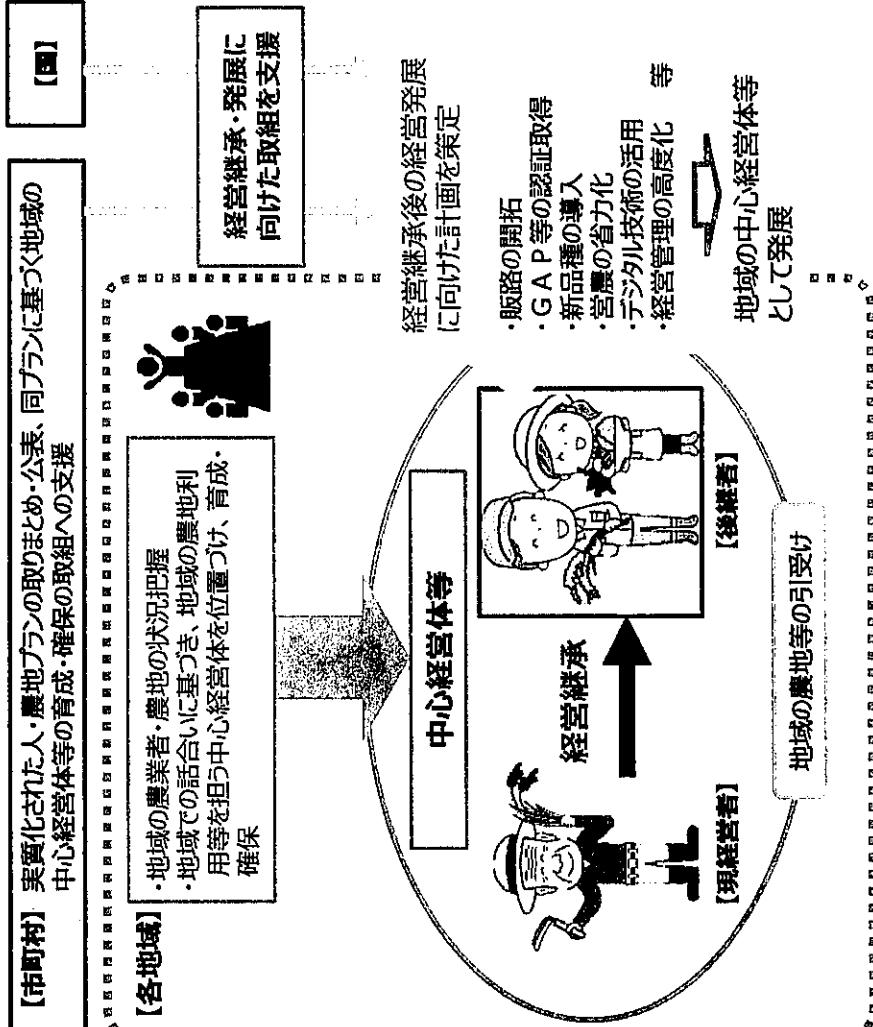
また、人・農地プランの実質化が遅れている地域の活動を支援します。

<事業の流れ>



※2の事業のうち、人・農地プランの実質化に取り組む活動経費は、民間団体等から都道府県にも補助。

<事業イメージ>



【市町村】 実質化された人・農地プランの取りまとめ公表、同プランに基づく地域の中心経営体等の育成・確保の取組への支援

【各地域】
・地域の農業者、農地の状況把握
・地域での話合いに基づき、地域の農地利用等を担う中心経営体を位置づけ、育成・確保

経営継承・発展に向けた取組を支援

経営継承後の経営発展に向けた計画を策定
・販路の開拓
・GAP等の認証取得
・新品种の導入
・営農の省力化
・デジタル技術の活用
・経営管理の高効化

地域の中心経営体等として発展

[お問い合わせ先] 経営局経営政策課 (03-6744-0575)

56 農協監査・事業利用実態調査事業

【令和3年度予算概算決定額 57（158）百万円】

<対策のポイント>

農協の公認会計士監査コストの合理化を図る主体的な取組を支援するための実態調査を実施します。

<事業目標>

農協の公認会計士監査への円滑な移行

<事業の内容>

<事業イメージ>

<農協の監査コストの合理化支援>

令和元・2年度事業

- 監査コストが上がるを見込まれる県域を対象に
① 事例の多い課題・合理化効果の高い課題にポイントを置いて、
個別農協に対するコンサル活動を実施するとともに、
② コンサル活動で得られた知見を他の農協へも周知するため、研修会・説明会を実施



農協の公認会計士監査の導入 (令和元年度決算（2年6月総会が中心）～)

令和3年度事業

公認会計士監査導入直後の監査コスト合理化のための取組を支援できるよう

- ① 経営体力が小さく、監査コストの負担感が大きいJAを中心に、
監査コストの合理化の具体化策について調査し、
② そこで得られた知見を他の農協へも周知

民間団体等

委託

国

水田関係R3予算及びR2第3次補正予算等の概要

水田農業の生産振興対策

<水田活用の直接支払交付金> [当初: 3,050億円]

1. 戰略作物助成

- 水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等を生産する農業者を支援。

対象作物	交付単価	※1 個別用とうもろこしを含む
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a	※2 標準単収以上の収量が達成率だつた者は、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価(8万円/10a)で支授
WC S用稻	8.0万円/10a	※3 地域農業再生協議会単位で算定
加工用米	2.0万円/10a	※4 新市場開拓用米、飼料用とうもろこし
飼料用米、米粉用米	收量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2	※5 新市場開拓用米、飼料用とうもろこし

2. 產地交付金

- 各都道府県に資金枠を配分し、地域の裁量で「水田収益力強化ビジョン」において対象作物や単価等を設定。下表の取組等に応じて配分額を計算。

加算内容	配分単価	加算内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約※3	1.2万円/10a	転換作物拡大加算※4	1.5万円/10a
そば、なだねの作付	2.0万円/10a	高収益作物等※5大豆加算※4	3.5万円/10a
新市場開拓用米の作付	2.0万円/10a		

3. 水田農業高収益化推進助成

- 「水田農業高収益化推進計画」に基づく、水田での高収益作物への転換等を支援。

支援内容	支払単価
高収益作物の新たな導入	2.0万円/10a (3.0万円※6/10a) × 5年間
高収益作物による畑地化※7	17.5万円/10a
子実用とうもろこしの作付	1.0万円/10a

※6 加工・業務用野菜等の場合

※7 R5年度までの耕種措置とし、その他の耕操作物に係る畑地化も同様の単価で支援

4. 都道府県連携型助成

- 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

水田農業の生産振興対策

- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）【所要額：1,986億円】

国産農産物等の販売促進対策
● 新型コロナの影響で販路を失った生産者、加工業者等の販売促進・販路の多様化等の取組を支援 【補正：250億円】

赤字：新規・拡充事項

<新市場開拓に向けた水田リノベーション事業> [補正：290億円]	
1. 実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組支援	
● 産地と実需者が連携して輸出や加工等に取り組むプランに位置付けられた農業者が、実需者ニーズに対応するためには必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援	
○ 交付単価：4万円/10a	
○ 対象品目：令和3年産（基幹作）の新市場開拓用米、加工用米、加工用米、高収益作物（野菜等）、麦、大豆	
※ 申請内容を踏まえて審査の上、予算の範囲内で支援対象が決定される補助事業	
※ 本事業で支援を受けた水田の面積については、R3年度の水田活用の農業支払基金の栽培作物助成（加工用米、麦、大豆）及び差地交付金の取組に応じて追加配分（新市場開拓用米）の対象面積から除外	
※ 農業者が実需者と販売契約を締結する又はその計画を有していることが必要	
※ 本事業は農業経営整強化準備金制度の対象外	
2. 需要の創出・拡大のための機械・施設の整備支援	
● プランに位置付けられた実需者が、輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化や国産原材料への切替えのために必要となる機械・施設の整備を支援	
○ 補助率：1／2以内	
<麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト> [当初：1億円] [補正：80億円]	
1. 水田麦・大豆產地生産性向上事業	
● 水田麦・大豆產地が、団地化・生産性の向上に向け、「麦・大豆產地生産性向上計画」を作成して行う以下の取組を支援。	
● 向地化の推進 地域の話し合い、「ほ場の簡易な改修・点検等の経費を支援	
● 畑地化の導入 生産技術等の導入や需要に応じた栽培技術の導入、品種転換等を支援（定額：技術に応じて1.5万円/10a以内）	
● 機械・施設の導入 生産性向上に必要な機械・施設の導入を支援（1/2以内）	
2. 需要に応える安定供給体制の整備	
(1) 麦・大豆保管施設整備事業	
国産麦・大豆の安定供給に向けた保管施設の整備を支援（1/2以内）	
(2) 麦類供給円滑化推進事業	
国産麦の供給円滑化に向けた产地・実需の一時保管経費等を支援（定額、1/2以内）	
(3) 麦類利用拡大推進事業	
国産麦の商品開発、マッチング等を支援（定額、1/2以内）	

水田活用の直接支払交付金

【令和3年度予算概算決定額 305,000 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援します。また、都道府県が転換拡大を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

<政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大 (飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン 「令和12年度まで」) ○ 飼料自給率の向上 (34% 「令和12年度まで」)
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 「令和7年度まで」 ○ 麦・大豆等の作付面積を拡大 (麦30.7万ha、大豆17万ha 「令和12年度まで」)

<事業の内容>

1. 戰略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 產地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高附加值化や低コスト化を図りながら、地域の特徴のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、地域の競争力で産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、
高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援します。
※国のみならず地方公共団体等の関係部局が運営し、基盤整備、栽培技術
や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物
への転換等を計画的かつ一貫的に推進。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、
国が追加的に支援します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農
<事業の流れ> 営農計画書・交付申請書等の取りまとめ
農業再生協議会等 申請
交付

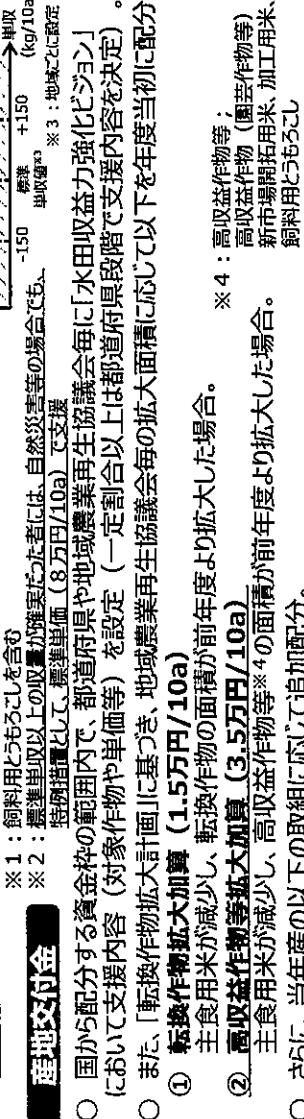
国



[お問い合わせ先] 政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稻	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2



取組内容	配分単価
① 転換作物拡大加算 (1.5万円/10a) 主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。	※4 : 高収益作物等
② 高収益作物等拡大加算 (3.5万円/10a) 主食用米が減少し、高収益作物等※4の面積が前年度より拡大した場合。	※5 : 高収益作物 (園芸作物等)、 新市場開拓用米、加工用米、 飼料用とうもろこし

取組内容	配分単価
① 飼料用米、米粉用米の種数年契約 (3年以上の契約)	1.2万円/10a
そばなどね、新市場開拓用米の作付け (基幹作のみ)	2.0万円/10a

取組内容	配分単価
① 高収益作物定着促進支援 (2.0 (3.0※5) 万円/10a×5年間) 高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。(②ヒット)	※6 : R5年度までの時限措置とし、 その他の転換作物に係る細分化も 同様の単価で支援
② 高収益作物畑地化支援 (17.5万円/10a) 高収益作物による畑地化の取組を支援。	
③ 子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a) 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。	

○ 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額 (上限 : 5千円/10a) で国が追加的に支援。

1

令和3年度における水田活用の直接支払交付金の見直し全体像

【令和2年度】

①高収益作物等拡大加算（3.0万円/10a）

- ・地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米が減少し、高収益作物等の面積が前年度より拡大した場合に、その面積に応じて、年度当初に産地交付金を配分。

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0万円/10a×5年間、畳地化：10.5万円/10a)

- ・都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物を導入する産地を支援。

【令和3年度】

①高収益作物等※¹拡大加算（3.5万円/10a）

- ・高収益作物、新市場開拓用米、加工用米等への転換拡大（拡充）を後押しするため、加算単価を増額して支援。
※1：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とももろこし

②水田農業高収益化推進助成

(高収益作物：2.0（3.0※²）万円/10a×5年間、畳地化：17.5万円/10a)

- ・加工・業務用野菜等の導入や排水対策等による生産性向上を（拡充）加速化するため、助成単価を増額して支援。※2：加工・業務用野菜等の場合

③都道府県単独事業への国による追加支援（都道府県連携型助成）

- ・都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、(新設)当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支掲単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

④飼料用米等の数量払いにおける自然災害等の特例措置

- ・標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、(拡充)特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援。

⑤産地交付金の県枠

- ・産地交付金の県枠について、地域の実情にも配慮しつつ、(運用見直し)原則として2割以上に拡大。

⑥交付金の代理受領

- ・ロックローテーションの維持等の場合に限定して、1.5割以上とし、重点品目の単価を上乗せ。
- ・農業者から委任を受けた集出荷業者等が、産地単位でのまとまつた作付転換の取組を推進する場合にも代理受領を可能に。(運用見直し)
代表農業者等が交付金の代理受領が可能。

中小事業者に対する支援（一時金）

売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、

対象 売上が減少した中堅・中小事業者

※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域を順次追加。

緊急事態宣言の再発令に伴い、

- ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食業者、飲食料品・割り箸・おしごりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)

要件

- または、
②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)
により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

支給額 法人は40万円以内、個人事業者等(は20万円以内の額を支給

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－(前年同月比▲50%以上の月の事業収入×2)

申請方法 前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書により緊急事態宣言の影響を選択肢から選んで自己申告。一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

II 国会をめぐる情勢

— 1月18日通常国会開会、RCEP承認案等が提出予定 —

1. 国会の召集

- 1月18日、第204回通常国会が召集された。会期は6月16日までの150日とされている。政府・与党は2020年度第3次補正予算を1月内に成立、2021年度当初予算を年度内に成立を目指すとされている。

2. 提出法案等

- 農業関係では、「農水産業協同組合貯金保険法改正案」、「国家戦略特区法改正案」、「RCEP承認案」等の提出が予定されている。

(1) 国家戦略特区（一般企業による農地取得の特例）

- 国家戦略特区法改正案は、兵庫県養父市で実施されている法人農地取得事業（一般企業による農地取得の特例）が令和3年8月に期限を迎えることから、その取扱いについて2年延長等を行うものと報道されている。
- 1月15日、国家戦略特別区域諮問会議（議長：菅首相）が開催され、竹中平蔵東洋大学教授・慶應義塾大学名誉教授らの有識者議員より特区の規制改革の全国展開について提出され、「特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても来年度中に実施し、全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う」こと等が全会一致で決定されている。
(議事要旨等は別紙1の通り)

- 19日、野上農水大臣は閣議後の記者会見で全国展開の可否についての考え方を求められ、「特例制度のニーズと問題点の調査について検討していくたい」「来年度中に実施する調査は全国展開を前提にするものではなく、あくまで特例制度のニーズと問題点の調査を実施し、その結果に基づいて調整をする」と回答した。

(2) RCEPの発効時期

- RCEPは、ASEAN構成国の中のうち6か国、ASEAN構成国ではない国のうち3か国が批准等した後、60日で発効する。

3. 施政方針演説

- 1月18日、国会開会日に菅首相は就任後初の施政方針演説を行った。農業政策については、「農業を成長産業に」と題し、輸出拡大に言及したほか、主食用米から高収益作物への転換などを挙げた。

【菅首相の施政方針演説より抜粋（農業を成長産業に）】

我が国の農産品はアジアを中心に諸外国で大変人気があり、我が国の農業には大きな可能性があります。昨年の農産品の輸出額は、新型コロナの影響にも関わらず、過去最高となった二〇一九年に迫る水準となっています。

二〇二五年二兆円、二〇三〇年五兆円の目標を達成するため、世界に誇る牛肉やいちごをはじめ二十七の重点品目を選定し、国別に目標金額を定めて、产地を支援いたします。農業に対する資金供給の仕組みも変えていきます。

さらに、主食用米から高収益作物への転換、森林バンク、養殖の推進などにより、農林水産業を地域をリードする成長産業とすべく、改革を進めます。美しく豊かな農山漁村を守ります。

（参考：菅首相の施政方針演説項目） ※全文は首相官邸HP参照

一 新型コロナウィルス対策
(国民の命と健康を守り抜く)
(暮らしと雇用を守る)

二 東日本大震災からの復興、災害対策
(東日本大震災からの復興)
(災害対策・国土強靭化)
(暮らしの安全・安心)

三 我が国の長年の課題に答えを
(グリーン社会の実現)
(デジタル改革)
(イノベーション)
(我が国企業の成長)
(国際金融拠点)

四 地方への人の流れをつくる
(農業を成長産業に)
(観光立国)
(規制改革を通じた一極集中の是正)

五 少子化対策と社会保障の将来
(子育て支援)
(社会保障改革)

六 外交・安全保障
(多国間主義)
(日米同盟と「自由で開かれたインド太平洋」)
(我が国防衛と経済安全保障)
(近隣外交)

七 おわりに

第49回国家戦略特別区域諮問会議（議事要旨）

(開催要領)

1 日時 令和3年1月15日（金）

2 議員

議長	菅 義偉	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	加藤 勝信	内閣官房長官
同	坂本 哲志	内閣府特命担当大臣（地方創生）
同	河野 太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
同	西村 康稔	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	野上 浩太郎	農林水産大臣
有識者議員	秋山 咲恵	株式会社サキコーポレーション ファウンダー
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所顧問
同	坂村 健	東洋大学情報連携学部 INIAD学部長
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授

(議事次第)

議事

国家戦略特別区域諮問会議決定について

(資料)

資料1 国家戦略特別区域諮問会議決定（案）

資料2 特区の規制改革の全国展開について

(議事要旨)

第49回国家戦略特別区域諮問会議を持ち回り開催し、令和3年1月15日付をもって、議事「国家戦略特別区域諮問会議決定について」については、全会一致で了承した。

国家戦略特別区域諮問会議決定（案）

- 養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても来年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。
- なお、当該事業に関する特例措置の期限を2年間延長することとし、そのための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を行う。

資料 2

特区の規制改革の全国展開について

令和3年1月15日

秋山 咲恵
坂根 正弘
坂村 健
竹中 平蔵
八田 達夫

○前回特区諮問会議での民間議員提出資料で示したとおり、国家戦略特区は、「規制改革の突破口」であり、全国展開が制度の本旨である。特区で規制改革を実現し、特段の問題がなければ全国展開が原則である。

○今回、養父市の農地取得の特例に関しては、全国展開に先立ち、「ニーズと問題点の調査を特区区域以外においても実施」する方針が示された。これは、本件の特殊性（例外的に、養父市のみで活用可能となっており、これを一挙に全国展開しようとしていること）を踏まえた、例外中の例外と認識している。

仮に、これが前例となって、今後の全国展開に際し、こうした「調査」を改めて行うこととなれば、特区で規制改革の実証を行う意味が失われ、特区制度の否定に等しい。

さらに、規制改革全般で、多くの場合、既存制度にチャレンジしようとするとする者が全国に広く存在するわけではなく、これまでの規制改革はその前提で進められてきた。今後の規制改革で、仮にこうした「調査」が前例とされれば、規制改革の道を閉ざす重大な支障にもなりかねない。

したがって、今回の「調査」は、あくまで例外中の例外であり、今後の前例とはならないことを明確にすべきである。

○今日日本に求められているイノベーションを生む唯一の王道は「チ

チャレンジを増やすこと」であり、その環境整備のために始まったのが本特区制度である。それに対し、明確なニーズが広くあることを確かめてから行うというのは、想定外の躍進を期待するイノベーション振興とは逆向きの従来型の産業振興の考え方である。日本の現状は待ったなしであり、やってみて弊害のないことは門戸を開き、意欲と実行能力のある人たちのチャレンジを可能にすべきである。

○今後は、「特段の問題がなければ全国展開」との原則に基づき、すべての特例措置の迅速な全国展開に取り組むべきである。

○企業の農地所有について、問題の本質は、農業を強化し、若者たちの参画を得るため、企業の協力が不可欠なことである。本来、農水省や関係者は、特区での成功を踏まえ、自ら積極的に企業の協力を求めるべきだが、いまだそうした姿勢にみえないことは大変残念である。今後の調査検討に際しては、できるだけ全国展開を避けるためにニーズ調査を行うのではなく、積極的に実現に向けて検討・調整を行うべきである。

坂本内閣府特命担当大臣（地方創生） 記者会見要旨

日時：令和3年1月15日（金） 11:13～11:26

場所：中央合同庁舎第8号館1階S101・S103会見室

（冒頭発言）

「法人農地取得事業」に関する国家戦略特区諮問会議決定についてであります。兵庫県養父市におきまして活用されております「法人農地取得事業」に係る特例措置について、1月15日に持ち回りで国家戦略特区諮問会議を開催し、配付資料のとおり決定いたしました。

国家戦略特区における規制の特例措置は、閣議決定された国家戦略特区基本方針に基づき、「その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていく」ことになっています。この評価は国家戦略特区区域会議が行い、特区諮問会議で調査審議を行うこととなっており、特段の弊害がない特例措置は全国展開することが原則であります。

本特例措置は平成28年の創設以来、これまでに養父市において活用され、農業の6次産業化による地域経済の活性化や、スマート農業実証事業による新たな中山間地域における農業モデルを構築し、雇用を増やすなどの成果を上げており、特段の弊害は生じていません。したがって、原則に基づけば、他地域でのニーズ調査などを要さず、全国展開すべき段階にあります。

他方で、国家戦略特区における規制の特例措置が原則として全国10区域の国家戦略特区全てにおいて活用可能であるのに対し、本特例措置は、例外的に制度上、対象区域が養父市1か所に限定されています。今般、本特例措置については、国家戦略特区全てにおいて活用可能にする段階を経ず、一挙に特区区域以外を含む全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行うことといたしました。

このため、本特例措置については、例外的にその「ニーズと問題点の調査を特区区域以外において来年度中に実施をし、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う」ことを決定したものです。

今回実施予定の調査は、特区制度本来の趣旨と異なる例外措置です。したがって、全国10区域の国家戦略特区全てにおいて活用可能な通常の特区特例措置を全国展開する際に、このような調査を行うことを前例とすることはあり得ません。

また、本特例措置は国家戦略特区法において本年8月末までの時限的な特例措置とされていることから、現時点での扱いを決定する必要があります。このため、本「特例措置の期限を2年間延長することとし、そのための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を行う」ことを決定したものです。

引き続き、国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開を含め、規制改革に全力で取り組んでまいります。

(質疑応答)

問： 養父市の特例についてなんですか？でも、2年間延長されて来年度中に問題点やニーズを調査されるということですが、この調査が全国展開を前提にしたものなのかどうかをお願いします。

答： 今回の決定文書は全国展開を前提にしたものではありません。あくまでもニーズと問題点の調査を実施し、その結果に基づいて調整をするということを決定したものであります。

問： 今の質問に関連してなんですが、調査というのはどのようなものを対象にした調査になって、いつごろからいつごろまで対象にしていらっしゃいますでしょうか。

答： 実際は、特例措置の期限が切れます。それから、延長法案があります。その法案が出てからどのくらいになるかわかりませんけれども、1年かかるかどうかわかりませんけれども、調査を実施すると。その調査が自治体を中心にやるのかどうするのか。これはこれから農林水産省と協議をしていかなければいけないというふうに思っています。

その調査そのものについては、主体は農林水産省の方で行うというふうに思いますけれども、内閣府としても農林水産省と協議をしながら、農林水産省に様々な意見を言いながら、今後進めてまいることになると思います。

問： 今の関連なんですか？でも、冒頭の発言の中で、今回のこの養父市の特殊性について御説明がありましたけれども、調査の対象というのは既に特例措置のある地域なのか、あるいはそれを超えた対象なのかということと、もう1点、法案を早期に提出するというのと、調査に関するものと特例の延長について2点ありますけれども、これはいずれも18日から始まる通常国会でということでよろしいんでしょうか。

答： まず、調査対象ですか？でも、これは最終的には農林省の方でど

ういうふうにするか決めると思いますが、全国的な、10の特区だけではなくて、それ以外の地域も含めた調査になるというふうに考えております。

それから、後者の点については、今国会に特例の延長法案を提出するということです。

問： 養父市のことについて、2年延長という判断について伺いたいんですけれども、これまでの5年間でやってきたものを2年と短くした理由についてお聞かせいただけますでしょうか。

答： これまでと同じように、5年間延長することではなくて、できる限り早く結論を出していこうということで、2年間というふうにいたしました。2年間の中で調査も行っていく。その調査を行うに当たっては1年もしくは2年が適当であろうということで、その間に特例措置というのを延長することであるならば、2年間が一番適切な期間ではないかというような考え方から、2年間というふうにしたところです。

(以上)

農政をめぐる情勢

令和3年1月26日 210部

編集・発行
・印刷

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉